

那覇市保健所からの業務継続計画（BCP）の策定の早期着手のお願い

～令和4年度 那覇市介護サービス事業者説明会（集団指導）資料～

那覇市保健所 保健総務課 感染症グループ

1. 目的

厚生労働省サイトにある研修動画等を紹介させていただき、施設等の事業者の皆様が業務継続計画（BCP）の策定への理解と、実際の対応での利用をすすめさせていただきます。

2. 背景

令和2年1月 新型コロナウイルス感染症の対応開始。

令和4年9月 国が「With コロナに向けた政策の考え方」を発表。

発生届の届出対象が限定される（65歳以上、入院、治療、妊婦等）。

届出対象外の感染者については、医療機関等からは人数や年代の報告のみとなる。

届出対象外の感染者は沖縄県 陽性者登録センターに感染者自身で登録いただく。

施設職員が感染していることを保健所が把握できなくなり、施設から連絡をいただくことになる。

令和4年11月 業務継続計画の策定の早期着手の通知文（那福ち第758号）をチャージンじゅう課と発出。

3. 那覇市保健所の対応や考えの紹介（今後変更の可能性があります）

保健所の対応や考え方は国や県の方針にそっています。令和4年1月より家庭内や一般業種では疫学調査を中止していますが、高齢者や高齢者施設等の疫学調査は国の通知に基づき継続しています。

感染症対策が行き届いている病院内でも感染者の発生を認めることから、感染を防ぐことは難しいです。

感染者が発生しても業務（事業）継続ができる体制の整備が重要と考えています。

4. 参照いただきたいサイト

○社保審 介護給付費分科会第199回資料「令和3年度介護報酬改定の主な事項について」
「感染症と災害への対応力強化」の目的から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、
訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられています。経過措置期間があります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000727135.pdf>



☆厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」
業務継続ガイドラインや研修動画、計画のひな型が準備されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



5. 保健所からの提案

- 基本的な感染症対策の継続をお願いします。
- 業務継続ガイドラインや計画のひな型をご覧ください。
- 施設の皆様への周知をお願いします。
- 研修動画を施設の皆様でご覧ください。
- 委員会などのチームや複数の皆様で定期的な対応（計画策定、周知、研修、訓練）を検討ください。
- クラスタが起きた後は、必ず施設内で総括し、業務継続計画の改訂に活かしてください。

6. 結語

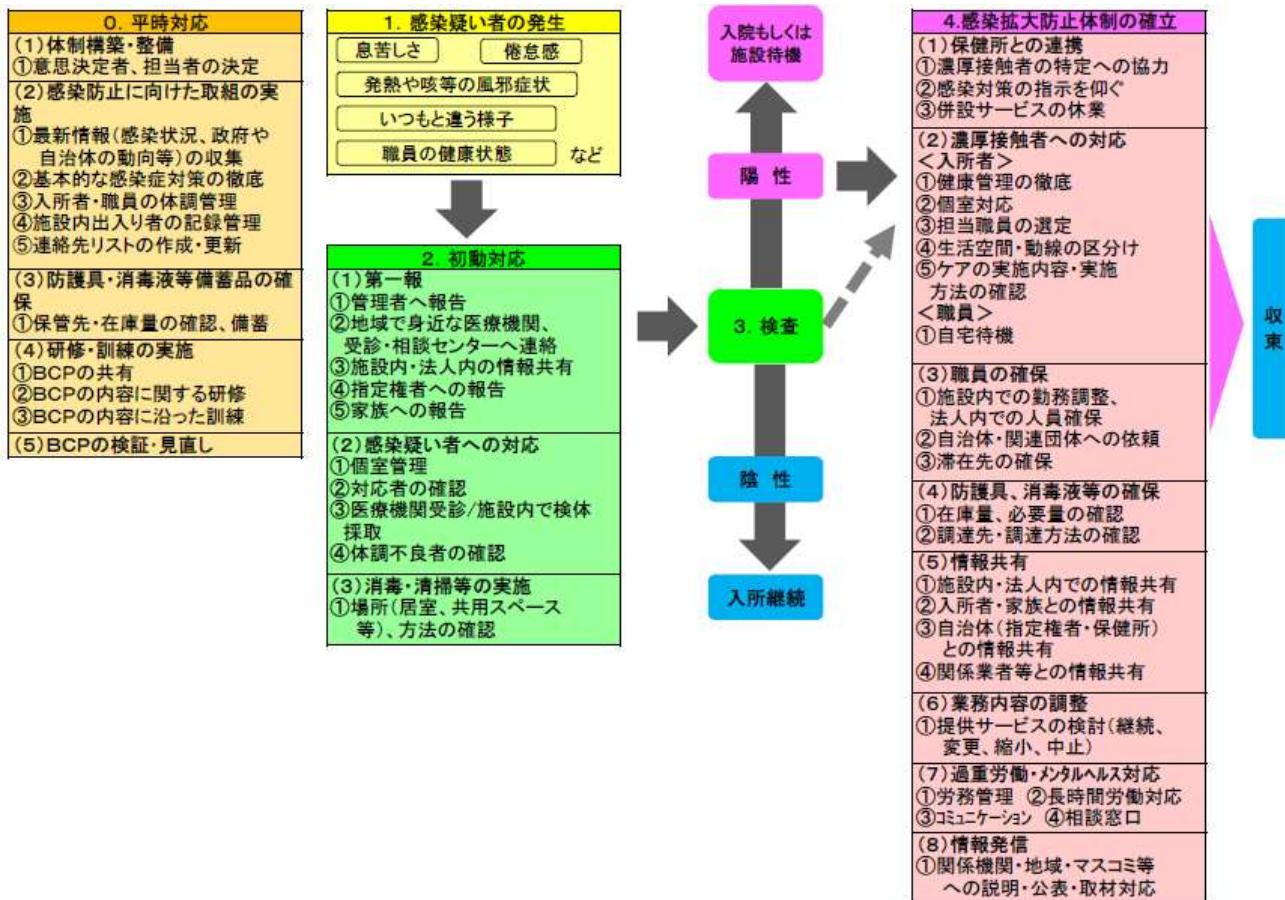
業務継続計画の策定は感染症対策とあわせて、自然災害対策についても求められています。

義務化については、令和6年3月までの3年間の経過措置期間を設けられています。早めに感染症対策の業務継続計画を策定し、実際の対応で利用してください。

最後になりますが、公共サービスを提供していただいている事業者の皆様への感謝と敬意を、また永眠されたサービス利用者の皆様への冥福を祈らせていただきます。

【参考1】感染（疑い）者発生時 対応フローチャート（入所系）

業務継続ガイドライン10ページを一部改変(注)



○「平時対応」を備えることで、感染者や感染疑い者が発生した場合でも、「初動対応」から開始することができます。「平時対応」を備えていないと、感染した職員は休職される状況で、残された職員で「平時対応」を含めた業務を行うことになり、非常に大変になることが予想されます。

(注)「業務継続ガイドライン」は令和2年12月発行ですので、現在の対応が変更となる内容もあります。

【参考2】第193回 沖縄県 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (令和5年1月12日)

資料2 7ページより抜粋

高齢者施設、障害者施設へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 「高齢者施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(沖縄県コロナ対策本部)」及び「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省)」に基づき対応すること。
- クラスターが起こりうることを前提に事業継続計画(BCP)の策定に努め、陽性者の周囲への一斉検査を実施すること。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。
- 事前の検査など感染防止対策を行った上での面会を実施すること。面会は利用者・家族にとって重要であることから、地域における発生状況や、体調・ワクチン接種歴・検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。
- 従業員向け定期検査を行い、利用者にワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備をお願いします)。

7

○沖縄県の資料でも「事業継続計画(BCP)の策定」について言及されています。